

企画提案書作成要領

(明石市立高丘東小学校給食調理業務委託)

1 企画提案書の構成

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、添付書類も含めてA4版を基本とする。

順番に並べた上でA4版のフラットファイル等に綴じ、9部（1部原本、8部コピー）提出すること（項目ごとにタックインデックスを付すこと。）。

① 企画提案書（表紙）【様式8】

② 企画提案書【任意様式】

別紙「企画提案書の提案内容」の（1）学校給食に対する理解について、（2）安全衛生管理体制について、（3）業務遂行能力について、の内容をそれぞれA4両面印刷、6ページ以内で作成すること。

③ 業務実施体制予定調書【様式9】

④ 配置予定業務責任者調書【様式10】

⑤ 業務責任者の雇用関係を証する書類（写）

⑥ 業務責任者の資格を証する書類（写）

⑦ 業務実績調書【様式11】

⑧ 業務実績に係る契約書・仕様書等の写し

⑨ その他、全国における学校給食調理業務委託の受託実績一覧表

⑩ 会社概要書【様式12】

⑪ 会社概要が分かるパンフレット等

⑫ 企業単体の直近3期分の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書

2 各様式の記載に係る留意事項等

- ・「採点表」の審査項目・審査基準を踏まえて作成すること。
- ・指定様式については、別紙「様式集」の様式を使用するものとし、各様式の欄外に記載している事項を踏まえて必要事項を記載すること。

3 提案書等に関する条件

（1） 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、その他関連要綱等
- ③ 学校給食衛生管理マニュアル、その他明石市が運用している関連基準及び要綱等
- ④ 電気事業法、水道法、下水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、危険物取扱規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（2） リスク分担方針

契約締結後の明石市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		明石市	事業者
法令変更	本委託に直接関係する法令の新設・変更等	○	
	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
税制変更	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
事業の中止・延期	明石市の指示によるもの	○	
	事業放棄、破たん等事業者の帰責事由による場合		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	明石市の帰責事由による事業実施に必要な許認可取得等の遅延等	○	
	上記以外の事由による許認可取得等の遅延		○
第三者への賠償	明石市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理事故・異物混入等 (食中毒を含む)	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
食物アレルギー対応	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理の遅延	食材の納入遅延又は不足、検収時における調達食材の異常による場合	○	
	上記以外		○
事業の実施水準	要求仕様不適合		○
支払遅延	明石市の帰責事由による対価の支払遅延・不能によるもの	○	

(3) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに明石市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

① 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、明石市は受託事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めるすることができます。受託事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、明石市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することとします。

② 明石市の債務不履行の場合

- ア 明石市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、受託事業者は契約を解除できることとします。
- イ 受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は明石市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、明石市及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、明石市又は受託事業者は契約を解除できます。

(4) 明石市による本委託事業の実施状況の評価

明石市は業務委託契約に基づき受託事業者が行う本委託事業の実施状況について、必要に応じて、定期又は隨時に評価を行うことができます。